

指定障害児通所支援事業者 代表者 様
(指定障害児通所支援事業所 管理者 様)

鹿児島市障害福祉課障害施設担当課長
(公印省略)

指定障害児通所支援事業に係る自己評価結果等の公表及び届出等について（通知）

かねてから本市の障害福祉施策の推進につきまして、格別のご配慮とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、指定障害児通所支援事業に係る自己評価については、事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させることで、常に質の改善を図ることを目的に、基準条例において実施が義務付けられているものです。

また、自己評価の未実施及び本市への公表方法等の届出がされていない事業所には、自己評価結果等未公表減算が適用されることとなります。

つきましては、本市への公表方法等の届出について、下記のとおり取扱うこととしますので、必要書類を作成のうえ、ご提出くださるようお願いいたします。

なお、令和 6 年報酬改定により、保育所等訪問支援が新たに自己評価の対象となっておりますので、ご注意ください。

記

1 対象事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

2 届出書類等

(1) 届出書類

ア 自己評価結果等届出書

イ 事業所における自己評価総括表（公表） ※追加様式

ウ 事業所における自己評価結果（公表）

エ 保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）

オ 訪問先施設からの事業所評価の集計結果（公表） ※追加様式

カ 会報や事業所内の掲示箇所が確認できる写真等（該当事業所のみ）

※ ア、ウ、エは昨年度様式から体裁を変更しています。

※ オは保育所等訪問支援のみご提出ください。

※ 多機能型事業所について、イ～エは事業毎に作成してください。

※ カについては、公表をホームページ以外の方法で行った事業所のみご提出ください。

※ 休止中または利用児がいない対象事業についても、ア～ウをご提出ください。

(2) 提出期限

令和7年2月28日（金）

※障害福祉課障害施設係へ、原則メールでご提出ください。（持参や郵送でも提出可）

3 その他の留意事項

(1) 公表方法

ア 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。

イ 公表の対象は、利用者や保護者も対象となっていることから、事業所のホームページ等を保有していない場合は、会報等で公表すること。

ウ ブログやフェイスブック等（SNS）のみを使用する場合は、SNSでの公表について事業所内に掲示し、保護者等へSNSで公表している旨連絡を行うこと。

(2) 公表様式の記入方法

「事業所における自己評価結果（公表）」の「はい」、「いいえ」の欄は、数を記入するのではなく、職員による自己評価結果を踏まえ、職員全員で討議した結果について回答すること。（該当する方に○を記入）

(3) 保護者等向け評価表の回収方法

評価表の回収方法については、提出者（保護者等）が特定されないよう配慮すること。

(4) 自己評価結果等未公表減算

ア 減算適用時期等

届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。（保育所等訪問支援は、令和7年4月1日以降届出がなされていない月からの適用とする。）

イ 算定される単位数

所定単位数の100分の85 ※所定単位数は各種加算がなされる前の単位数

(5) 届出の対象外となる事業所

令和6年12月～令和7年2月に開所した事業所（これらの事業所は、今回は届出を行わなくても、自己評価結果等未公表減算は適用されません。）

※ 市ホームページへも掲載しております。

ホーム ⇒ 健康・福祉 ⇒ 障害福祉 ⇒ 指定障害児通所支援事業者関係
⇒ 指定障害児通所支援事業に係る自己評価結果等の公表及び届出等

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/fukushi/syofuku/kenko/fukushi/shogai/jigyosha/jikohyoka.html>

【問い合わせ・提出先】

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号（本館1階）

鹿児島市障害福祉課障害施設係

担 当：阿久根・西内・山下

電 話：099-808-6782

FAX：099-216-1274

メール：syogai-shisetsu@city.kagoshima.lg.jp